

平成 18 年度予算編成について

内閣府の8月の月例経済報告によると、我が国経済の先行きは、「企業部門の好調さが家計部門へ波及しており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれる。一方、原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要がある。」とされている。

このような状況の中で、政府は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」の中で、「平成 18 年度予算は、重点強化期間最後の重要な予算であり、『改革の総仕上げ』のために、国・地方が歩調を合わせ、平成 17 年度に引き続き歳出改革路線を堅持・強化する」としている。

また、東京都の平成 18 年度予算の見積りにおいては、24 年ぶりにマイナスシーリングを回避したものの、「時代の変化に即応した施策の展開を可能とする、強固で弾力的な財政基盤の確立が必要」であり、「平成 18 年度は、第二次財政再建推進プランの最終年度予算として、同プランで掲げた目標を確実に達成しなければならない」としている。

本区においては、平成 12 年度予算編成以来、財政運営の見直しを進めてきた結果、実質単年度収支は平成 16 年度決算まで 4 年連続で良好な状態を維持しているが、経常収支比率は依然として高く、23 区平均の 82.0%を大きく上回っている。

こうした中、区政においては、本格的な少子高齢社会の到来に対応するための子育て支援や、安全で安心して暮らせる地域社会を構築するための施策など、喫緊の課題に着実に取り組んでいくことが求められている。

このため、本年 4 月より施行した「文の京」自治基本条例の理念に基づき、これまで以上に多様な主体との協働・協治により進めるとともに、長期的な視点に立った財政運営を行っていく必要がある。

さらに、平成 18 年度は、新生文京いきいきプランの折り返しとなる節目の年として、従来にもまして、歳出全般にわたる徹底した見直しを行わなければならない。

よって、平成 18 年度予算は、新公共経営の視点に立った予算編成手法を徹底し、下記に定める方針により編成する。

記

1 重点施策

平成 18 年度予算を、『協働・協治都市 文京の明日を拓く』予算と位置付け、次の 3 本の柱に沿って重点的に施策を展開し、基本構想の実現を目指していく。特に、喫緊の課題である少子化対策のために、「(1) 子育ての喜びを家庭・地域でわかちあい、子どもたちが輝くまちづくり」を最重要施策として取り組んでいく。

- (1) 子育ての喜びを家庭・地域でわかちあい、子どもたちが輝くまちづくり
- (2) 伝統・文化を生かした創造性豊かでのぎわいのあるまちづくり
- (3) 全ての区民が快適に生き生きと暮らせるまちづくり

2 基本的な考え方

(1) 新公共経営の理念に基づく予算編成

別紙に掲げる N P M 予算編成システムにより、限られた財源を有効に活用し、各部において自己決定、自己責任のもとで長期的な視野に立って財源確保と組織・事業の見直しを行い、あらゆる経営努力を図りながら成果主義に基づいて、真に必要な区民ニーズを早期に実現すること。

(2) 新行財政改革推進計画の確実な取組

抜本的かつ思い切った施策の見直しを図るとともに、新生文京いきいきプランについては、可能な限り平成 18 年度予算にも反映させること。また、個別計画や各事業の実施計画の見直しなども検討すること。

(3) 公有財産の有効活用

区有地等の公有財産については、売却を含め有効な活用方法を検討すること。

また、施設の利用実態を調査し、必要性や役割が薄れている施設については、廃止や統合により、他の利用目的施設への転活用等を検討すること。

3 予算編成の方針

平成 18 年度予算の編成に当たっては、施策全般について区民要望及び議会の動向を的確に把握するとともに、「『文の京』の明日を創る」文京区基本構想を着実に実現していくためにも、既存事業の抜本的な見直しを図る。

(1) 新規施策

ア 新たな区民要望に的確に応えていくために必要な施策については、積極的に予算化すること。特に、本区の地域特性を生かした個性あふれる施策や他の自治体の先駆となるような施策については、新公共経営の理念に基づき、政策枠を有効に活用して積極的に取り組むこと。

イ 新規施策の予算化に当たっては、必ず事前の事務事業評価を行うとともに、原則として終期を設定すること。その際、区民等との協働、民間委託などあらゆる可能性を視野に入れて行うこと。

また、必要経費及び後年度負担を十分に精査して見積もるとともに、スクラップ・アンド・ビルドの原則に基づいて事務事業の再構築を行い、将来にわたる確実な財源を確保すること。

ウ 奨励的な補助金の創設に当たっては、必要性を十分に検証するとともに、あらかじめ終期を設定すること。

エ 公共施設の整備に当たっては、区有施設を有効に活用するとともに、PFIなど民間活力の適切かつ積極的な導入を検討すること。また、市場の動向などを見極め、建設コストの最少化を徹底し、将来の維持管理経費の縮減策を盛り込むこと。

土木工事についても同様とし、一層のコスト縮減に努めること。

オ 新規の電算システム開発は、住民サービスの向上と業務改革の視点から、費用対効果を十分精査すること。

(2) 既存の事務事業の見直し

事務事業評価に基づき、目標、事業コスト、成果などを細かく検証し、当該事業の必要性を区の施策全般の中で比較検討して見直すこと。その際、区民等との協働、民間委託、廃止、縮小、休止、統合などあらゆる可能性を視野に入れて根本的な見直しを行うこと。

また、各種補助金については、時代状況の変化を踏まえた必要性の検証、補助率の適正化など、個々の事業ごとに十分に精査・検証し、徹底した見直しを行うこと。

(3) 内部努力の一層の徹底

ア 事務事業の見直しに当たっては、区民の理解と協力が不可欠である。そのため、行政自らについて、組織、人事、予算執行などあらゆる観点で更に徹底した内部努力を尽くすこと。

イ 人件費については、引き続き徹底した抑制を図ること。

ウ 施設等の維持管理経費については、管理運営の一元化を進めるなど、更なる縮減に努めること。

エ O A 経費については、システムの利用状況、費用対効果等を厳しく

精査し、所期の目的に照らして有効性に乏しいシステムは廃止するなど、維持管理経費を大幅に削減すること。特に、更新期を迎えた機器の借上料については、更新の必要性を含め徹底して精査し、経費を大幅に削減すること。

(4) 歳入の確保

ア 特別区税については、引き続き徴収努力を行い、徴収率の更なる向上を図ることにより、税収の確保に努めること。

特に滞納に対しては、現年度分への早期対応、過年度からの繰越分については可能な限り滞納整理手法による徴税努力を尽くすこと。

イ 国・都支出金については、三位一体改革の今後の動向を注視し、区の施策実施上、真に必要と認められるものに関しては、積極的な確保、活用を図ること。

ウ 使用料及び手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から、行政サービスのコスト等を正確に把握し、一層の精査を行うこと。

エ 起債については、ミニ市場公募債を含め、制度を十分に調査し、積極的な活用を図ること。

オ その他の歳入についても、財源を的確に把握し、収入確保に努めること。

4 組織及び職員定数方針

平成 18 年度の組織及び職員定数方針については、次に定めるところによる。

(1) 新生文京いきいきプランにおける組織及び職員配置見直し計画については、行財政改革推進本部において決定されたものについて実施することとし、未決定のものについても、早期に決定されるように努めること。

(2) 新規事業の実施又は事務量の増に伴う組織及び所要人員については、既存の組織、事業等の見直し、既存施設の運営の見直し等を徹底することにより対応することとし、組織の増を抑制するとともに、新たな人員の増は原則として行わないこと。

また、既存の事務事業についても徹底した見直しを行い、職員配置の適正化に努めること。

(3) 退職者対応については、原則として不補充とし、再任用職員及び再雇用非常勤職員等を有効に活用することにより対応すること。

なお、現在、再雇用非常勤職員が配置されている職場については、その必要性について見直しを行うこと。

N P M 予算編成システムについて

1 各部局が主体的に編成する予算

各部局は、次の各項目により配分される一般財源の範囲内で、主体的に予算を編成する。したがって、特定財源も、各部局に属するものについては確保に努める。

(1) 各部枠

各部局が主体的に編成できる一般財源の額は、各部局に配分可能な一般財源を各部局の過去3か年決算の一般財源構成比により按分した額を基本とする。

(2) 政策枠

新公共経営の理念に沿った次の事業については、事業実施に必要な財源の全部又は一部を補てんすることとし、各部枠に加算する。

ア 新規・レベルアップ事業で個性ある先駆的な事業

イ N P O や民間企業等との協働事業

ウ その他経営努力を生かした新公共経営事業と認められた事業

エ 区長が政策枠経費として認めた事業

(3) 人件費インセンティブ

施設や事業の見直し等により、職員定数の削減を図った場合において、インセンティブを与えることが適当であると認めたものについては、各部枠に加算する。

(4) 複数年度インセンティブ

成果主義の観点から、平成16年度最終補正予算における減額補正の一般財源及び決算剰余金の一般財源の一部のうち、インセンティブを与えることが適当であると認めたものについては、各部枠に加算する。

2 その他の予算

職員給与費、議員・委員報酬等、公債費、予備費、調整額（一億円以上の投資的経費等）については、各部局に配分せずに予算を編成する。

3 複数年度予算方式への対応

(1) 各部局に配分された財源は、財源調整の償還、平成19年度当初予算編成の各部配分枠に加算、又は平成18年度補正予算の財源とすることができる。

(2) 新生文京いきいきプランや事業見直しによる効果が現れるまでの間、各部配分枠内で財源不足が生じた場合には、例外的な措置として、財源調整を行うことができる。